

水道局発注の工事における熱中症対策(新規)

猛暑期間の作業回避等の取組

水道局では「土木工事における猛暑期間の作業回避等に関する実施要領」を制定し、盛夏(7・8月)における一斉休工や施工時間帯のシフト、休憩時間の拡大等の取組を実施します。

1 取組内容

猛暑期間(6月～9月)の土木工事において、地域の実情や現場状況等を考慮し、受注者からの申し出に基づき、受発注者協議の上、以下の取組を実施します。

取組①、③、④について、実施に伴う工期延伸や費用増額等が必要となる場合は、発注者と協議をお願いいたします。(猛暑日を考慮した工事の一部中止等(※裏面参照)とも組合せ可能)。

①盛夏における一斉休工

盛夏(7・8月)において、現場作業を一斉休工とする取組です。

<イメージ>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
準備	現場作業					片付け		
準備	現場作業	準備等		現場作業	片付け			
盛夏による一括休工						工期延伸		

②施工時間帯のシフト

猛暑期間における昼間の施工時間帯をシフトする取組です。

実施に当たり、交通管理者や地元の方の理解を得る必要があります。

<イメージ>

時刻	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
通常											
例	前倒し									繰上げ	

③昼休憩の拡大

猛暑期間における昼休憩時間を拡大する取組です。

<イメージ>

7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
					休憩					
標準の休憩時間										
				休憩						
				11時から14時まで休憩						

④小刻みな休憩

猛暑期間において、昼休憩時間以外に小刻みに休憩する取組です。

<イメージ>

7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
	60				昼休憩 60					
	45	15			昼休憩 60					
: 休憩時間										

2 その他

実施要領は、東京都水道局ホームページから入手できます。

(<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/koji/nettyuusyouyobou>) ※令和8年6月公開予定



交通誘導警備員の熱中症予防対策費用計上の考え方について(継続)

熱中症予防対策を目的に増員で配置した交代要員について、交通誘導警備員を3名につき1名を上限として、設計変更にて費用を計上することができます。詳細に関しては、事前に発注者と協議をお願いいたします。

水道局発注の工事における熱中症対策(継続)



水道局では、水道工事の担い手確保のために 「熱中症予防対策」に取り組んでいます

対策費用

真夏日を記録した日数に応じて現場管理費を補正できます。
また、現場において、**施設や設備面の熱中症対策を講じた場合**は、
その費用を**共通仮設費（現場環境改善費）に積上げ可能**です。

現場管理費補正と現場環境改善費の設計変更を行うことで、
最大で工事費全体の**0.9%程度**が対策費用として計上できます。

※真夏日：日最高の暑さ指数（WBGT値）が25以上の場合または日最高気温が30℃以上の場合
※現場管理費の補正に関する条件等は、下部QRコードより要領をご確認ください

対策事例

現場管理費による対策



空調機能付き作業服、塩飴、スポーツドリンクなど

現場環境改善費による対策



テント付き休憩所、送風機、ドライミスト発生装置など

工期延伸

猛暑による休工や休憩時間を長く取ったことで工期への影響が見込まれる
場合は、**工期延伸ができます。**

※作業の一時的な中止の判断例：作業時間帯のWBGT値が25以上または最高気温が30度以上の場合
（実測値又は予測値）

※一時的な中止を行った作業と日時が分かる週報等を監督員へ提出し、協議してください

詳しくは、水道局ホームページ（下記アドレスリンク）をご覧ください

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領について

<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/koji/nettyuusyouyobou>

